

○田原本町議会基本条例（抜粋）

令和3年8月3日
条例第14号

（前文）

日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、その一翼を担う議会は、住民の負託に応える責務があります。

田原本町議会は、その責務を果たすため、町民の多様な意見を的確に把握し、町民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、町長その他の執行機関に対するチェック機能及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要があります。

この観点から、田原本町議会と田原本町議会議員は、地方分権の時代にふさわしい役割を果たすため、各種の改革に取り組んできました。

ここに、私たちは、これまでに積み重ねてきた取組を確かなものとし、これまでも増して公正性及び透明性を高めるとともに、「町民に開かれた議会」「議員活動の活発化」「議員の資質向上」を実現するための取組に邁進することにより、住民福祉の向上と町勢の発展に尽くすことを固く決意し、田原本町議会の最高規範として、田原本町議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、田原本町議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定め、議会及び田原本町議会議員（以下「議員」という。）がその担うべき役割を的確に果たすことにより、町民の負託に応え、もって町民福祉の向上及び町勢発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 有権者により選ばれた議員により構成されていることを常に自覚し、公正かつ透明で町民にわかりやすい議会運営を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見及び知見を的確に把握し、町政への反映に努めること。
- (3) 町政に係る調査研究を通じて、政策の立案及び提言を行うこと。

（裏面へつづく）

- (4) 町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)による事務の執行についてチェックし、及び評価すること。
- (5) 町民に開かれた議会を目指し、議会の情報の公開に努めること。
- (6) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指した活動に努めること。
- (2) 議会が言論の府であることを十分認識し、別に定めるところにより、議員間の自由な討議の推進を図ること。
- (3) 町政の課題全般についての町民の意見要望の把握に努めること。
- (4) 自己の能力を高める不断の研鑽に努めること。
- (5) 町民の代表としてのふさわしい活動に努めること。
- (6) 町民の代表として、常に良心と責任感を持って品位の保持に努めること。